

養育費等に関する申告書(新規認定・転入者用)

1 養育費について

平成31年(令和元年)(1月から12月までの1年間)に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従って記入して下さい。※R3.10月以降新規請求者は、令和2年1月～12月までの1年間の額。

区 分	養育費の額	受 取 状 況
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

2 同居している家族について(住民票上別所帯であっても、同居者全員について記入して下さい。)

氏 名	生年月日	続柄	氏 名	生年月日	続柄
		本人			

3 住居について

- 区分 {

 イ. 持家 所有者 氏名 (続柄)
 ロ. 賃貸 (契約者)

4 生計維持方法について

- 稼 動 収 入 (月 円 : 勤務先)
- 親族の援助 (月 円) 氏名: (続柄)
住所:
- そ の 他 (月 円 : 内訳)

5 前夫(前妻)の状況について

- 現 住 所 ()

6 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族について

令和元年12月31日において、あなたの所得税法上の扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満であった方について記入して下さい。(平成13年1月2日から平成16年1月1日までに生まれた方)

※R3.10月以降新規請求者は、令和2年12月31時点(H14.1.2～H17.1.1までに生まれた方)

氏 名	生年月日	続柄	別居の場合の住所	就労の有無

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

- ・ この申告書は、前年に前夫（前妻）から養育費を受け取ったかどうか、さらに受け取った額を確認するためのものです。

2 養育費について

- ・ 前夫又は前妻（児童扶養手当の支給対象となっている児童の父又は母。以下同じ。）から前年（請求日が1月から9月までの間にある場合は、前々年）の1月から12月までの1年間に、受給者（父又は母）または児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入して下さい。
- ・ 養育費は、児童扶養手当法施行令第3条により、児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告して下さい。
- ・ 養育費の合計額の欄に記入した額を、新規認定申請書の【31】の欄、所得状況届の【11】の欄又は現況届【15】の欄に記載して下さい。
- ・ 養育費として含まれるのは、具体的には次のとおりです。

1 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① 児童扶養手当を受給している父又は母が監護している児童の母又は父が、払ったものであること。
- ② 受け取った者が父又は母、もしくは児童（その代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ③ 父から母もしくは児童に、又は母から父もしくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
- ④ 父から母もしくは児童に、又は母から父もしくは児童への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、父又は母、もしくは児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

2 したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 児童扶養手当を受給している父又は母が監護している児童の母又は父以外から支払われたもの
- ② 父又は母、もしくは児童以外の者が受け取っている場合
- ③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）動産（車、家財道具等）の場合
- ④ 支払方法が、父又は母、もしくは児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

(注) 1. 受給者が未婚の母親である場合

父が児童の認知をしており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2. 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

- ・ 前夫（前妻）が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入して下さい。また、受取状況欄に区別できるよう前夫（前妻）の名前等を記入して下さい。

- ・ 受取状況欄には、次の例に従って記入して下さい。

例1 毎月5万円で12か月間受け取っている場合には、「月々5万円、12か月分」と記入して下さい。

例2 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、「年3回 1万円、3万円、5万円」と記入して下さい。

例3 年に1回、受け取っている場合には、「年1回」と記入してください。

3 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族について

- ・ 前年（請求日が1月から9月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がある場合に、記入してください。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（請求日が1月から9月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において、次のいずれにも該当する方をいいます。
 - ① 配偶者以外の親族（6親族内の血族及び3親等内の姻族）か、都道府県等から養育を委託された児童である。
 - ② あなたと生計を一にしている。③前年分の所得法上の合計所得金額が38万円以下である。
 - ④ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

養育費等に関する申告書(新規認定・転入者用)

1 養育費について

平成31年(令和元年)(1月から12月までの1年間)に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従って記入して下さい。※R3.10月以降新規請求者は、令和2年1月～12月までの1年間の額。

区 分	養育費の額	受 取 状 況
	円	
	円	
	円	
合 計	0 円	

2 同居している家族について(住民票上別所帯であっても、同居者全員について記入して下さい。)

氏 名	生年月日	続柄	氏 名	生年月日	続柄
豊岡 春子	S58.9.3	本人			
萌	H16.5.20	長女			
春希	H18.4.10	長男			
竹野 夏	S30.9.4	母			

3 住居について

- 区分 イ. 持家 ○ 所有者 氏名 竹野 夏 (続柄 母)
 ロ. 賃貸 (契約者)

4 生計維持方法について

- 稼 動 収 入 (月 150,000 円 : 勤務先 株〇〇〇〇)
 ○ 親族の援助 (月 円) 氏名: (続柄)
 実家等から定期的な援助がある場合 住所:
 ○ そ の 他 (月 円 : 内訳)

5 前夫(前妻)の状況について(分かれれば記入)

- 現 住 所 (豊岡市〇〇町〇〇)

6 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族について

令和元年12月31日において、あなたの所得税法上の扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満であった方について記入して下さい。(平成13年1月2日から平成16年1月1日までに生まれた方)

※R3.10月以降新規請求者は、令和2年12月31時点(H14.1.2～H17.1.1までに生まれた方)

氏 名	生年月日	続柄	別居の場合の住所	就労の有無

上記のとおり相違ありません。

提出日⇒ 令和 3年 4月 6日

(請求者・受給者本人)

氏 名 豊岡 春子